

環境工場の受入条件等について

熊本市東部環境工場及び西部環境工場におけるごみの受入条件等は次のとおりです。

1. 熊本市内で発生したものであること

環境工場は、熊本市で発生した一般廃棄物を処理するために整備した施設です。
熊本市の区域外で発生した一般廃棄物の処分は、発生した区域を管轄する市町村役場にお尋ねください。

2. リサイクルできないものであること

リサイクルできるものは、環境工場へ持ち込まないでください。
リサイクルできるものの処理は、民間のリサイクル業者にお尋ねください。

3. 一般廃棄物であること

(1)家庭から排出される「燃やすごみ」及び「大型ごみ(燃えるものに限る。)」
(2)事業活動から出る可燃性ごみのうち、一般廃棄物であるもの。

4. 受入条件が守られていること

以下の受入条件を守って持ち込んでください。

《環境工場の受入条件》

環境工場でのごみ受入れは、以下の2つの方法で行います。

(1)ごみピットでの受入れ 『ごみピット直投』

ごみピット(ごみの貯留施設)で受け入れたごみは、そのまま焼却炉に投入します。
したがって、焼却炉の入口に詰まらないように、大きさの制限を以下のように規定しています。

【受入条件】

全ての辺の長さが1m以下の大きさであること。
取り外すことができる金属やガラス・陶磁器などの不燃物が外されていること。

【具体的な品目ごとの追加条件】

品目名	受入条件	その他
電気カーペット	直径20cm以下かつ長さ1m以下に巻かれたもの。 外せるコード類が外されているもの。	外したコード類は、家庭ごみは埋立ごみとして、事業ごみは産業廃棄物として処分。
じゅうたん・カーペット	直径20cm以下かつ長さ1m以下に巻かれたもの。	
壁紙・ビニールクロス	直径20cm以下かつ長さ1m以下に巻かれたもの。	
丸太・木くず	断面の直径又は長辺が10cm以下かつ長さ1m以下のもの。	産業廃棄物は受入れ不可。
剪定枝・竹	直径10cm以下かつ長さ1m以下のもの。 枝はできるだけ切り落とすこと。	産業廃棄物は受入れ不可。
木の根	直径10cm以下かつ長さ1m以下のもの、又は、30cm×30cm×30cm以内のもの。泥を落としてあるもの。	産業廃棄物は受入れ不可。
芝	泥を落としてあるもの。	
仏壇・仏像・神棚	解体されているもの。 (形が壊されているもの)	

(2)破碎機ベッドでの受入れ 『破碎機投入』

ごみピットに直接受け入れできない大きさのごみは、破碎機で小さく碎いた後に焼却炉に投入します。
破碎機ベッド(破碎対象物の貯留施設)の大きさや、破碎機の能力から以下のように規定しています。
なお、この破碎機では金属や不燃物の選別はできません。

【受入条件】

各辺の長さが、4m×1.5m×1.0m以下の大きさであること。
取り外すことができる金属やガラス・陶磁器などの不燃物が外されていること。

【具体的な品目ごとの追加条件】

品目名	受入条件	その他
畳	いずれかの辺が1mを超えるもの。	1回の搬入は35枚まで。 解体に伴うものは産業廃棄物。
マットレス (スプリングなし)	金属を外したもの	スプリング入りマットレスは、民間施設へ。 家庭ごみは大型ごみとして申込みも可。
ソファー (スプリングなし)	金属を外したもの	金属フレームやバネが付いているものは扇田環境センターへ
電気カーペット	直径50cm以下かつ長さ4m以下に巻かれたもの。 外せるコード類が外されているもの。	外したコード類は、家庭ごみは埋立ごみとして、事業ごみは産業廃棄物として民間施設へ。
じゅうたん・カーペット	直径50cm以下かつ長さ4m以下に巻かれたもの。	
壁紙・ビニールクロス	直径50cm以下かつ長さ4m以下に巻かれたもの。	
丸太・木くず	断面の直径又は長辺が20cm以下かつ長さ4m以下のもの。	産業廃棄物は受入れ不可。
剪定枝・竹	直径20cm以下かつ長さ4m以下のもの。 枝が付いているものも可。	産業廃棄物は受入れ不可。
木の根	直径20cm以下のもの。 泥を落としてあるもの。	産業廃棄物は受入れ不可。
仏壇・仏像・神棚	解体されているもの。 (形が壊されているもの)	